

ミラノール顆粒 11%は、“今まで通り” お取扱ってください。

令和 2 年 7 月 吉日

お得意様 各位

(株)ビーブランド・メディコーデンタル

本 社 : 大阪市東淀川区西淡路 5-20-19

Tel 06-6370-4182 Fax 06-6370-4184

東京(営) : 東京都千代田区神田錦町 1-14(立花日英ビル)

Tel 03-3295-6926 Fax 03-3295-6927

『ミラノール顆粒 11%』の取扱いについて

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 203 号）が公布、同年 7 月 1 日より施行されました。

ミラノール顆粒 11%は、医薬品であり、毒物および劇物取締法第 2 条にもとづき、上記政令の対象とはなりません。従いまして、本品は、今まで通り、医薬品の「劇薬」として適切にお取り扱いください。

今後とも、ミラノール顆粒 11%ならびに弊社製品をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

謹白